

呉市空き家バンク

物件登録のご案内

市内にある空き家・空き地の有効活用を通して、Uターン等による定住を希望される方への情報提供を行うため、呉市では「空き家バンク事業」を実施しています。
呉市内に住まいをお探しの方と、空き家・空き地を所有されている方との橋渡しを行い、空き家・空き地の有効活用するためのインターネットによる情報提供制度です。

成約実績
(令和2年度)

46件

利用登録者数
(令和3.3月現在)

約290名

空き家(地)
の悩み



所有者

物件登録

交渉



住まいを探している人

情報提供

利用登録
交渉申込



呉市空き家バンク
(呉市ホームページ)



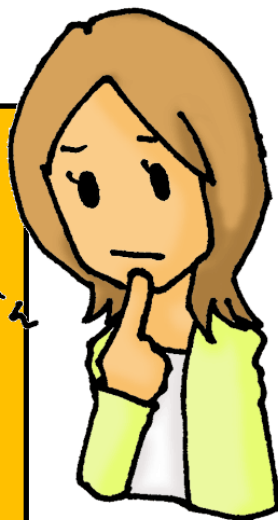
- ★登録手数料等の一切の手数料不要!
- ★登録内容随時変更可

- 当空き家バンクで提供する情報は、物件登録者の申し出に基づき記載します。
- 呉市は宅地建物取引業の免許を有しておりませんので、売買・賃貸に関する交渉・契約等について仲介行為を行うことができません。
- 当空き家バンクへのご登録・ご利用により発生した一切のトラブル等については当事者間で解決していただきますので予めご了承ください。

物件登録の流れ

① 呉市住宅政策課へご提出 いただくもの

- ・物件登録申込書(様式第1号)
※基本的に、申込者＝所有者ですが、相続権を有する方が申し込まれる場合、戸籍謄本等のご関係を証するものを併せてご提出ください。
- ・物件登録(内容変更)カード(様式第2号)
※間取り図がない場合は、住宅政策課が簡単なものをご用意します。
- ・本人確認書類(申込者の運転免許証等の写し)
- ・空き家(土地・建物)の全部事項証明書(法務局が発行)
※申込日前3ヶ月以内に発行された原本
※未登録の場合は公課証明書(呉市資産税課が発行)
- ・呉市固定資産税納税通知書の写し
- ・地主の承諾書(敷地が借地の場合)



ご留意ください

- 宅建業者に斡旋を依頼される物件は登録をご遠慮いただきます。
- 空き家バンクは情報提供だけを行い、交渉の仲介はいたしません。物件の内覧等は申込者又は依頼された管理人で対応していただきます。
- 空き家バンクに鑑定能力はありませんので、価格設定は申込者が行ってください。(※価格は何度でも変更可能です)
- 農地の譲渡、借地については、農業委員会への届出等、諸手続を要します。

② 書類確認・審査

③ 現地確認・写真撮影

④ 調査・登録準備

⑤ 登録完了 (ホームページ掲載)



もっとくし

くわしいお問い合わせは

呉市都市部 住宅政策課 企画グループ

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6F

TEL:0823-25-3394 FAX:0823-24-6831

E-mail:zyutaku@city.kure.lg.jp

空き家バンクURL <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/akiyabankutopepezi.html>

携帯用QRコード

